

## 令和2年第1回定例会 経済建設常任委員会審査記録（第2日目）

- 1 日 時 令和2年3月13日（金） 午前10時00分
- 2 場 所 市役所 第一委員会室
- 3 議 題 議第42号 村上市里道等管理条例の一部を改正する条例制定について  
議第43号 村上市河川管理条例の一部を改正する条例制定について  
議第44号 村上市営住宅条例の一部を改正する条例制定について  
議第45号 村上市合併処理浄化槽設置整備事業に係る個別浄化槽の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について  
議第46号 村上市下水道条例の一部を改正する条例制定について  
議第47号 村上市集落排水処理施設条例の一部を改正する条例制定について  
議第48号 村上市上水道条例の一部を改正する条例制定について  
議第49号 村上市簡易水道条例の一部を改正する条例制定について  
議第54号 令和元年度村上市下水道事業特別会計補正予算（第3号）  
議第55号 令和元年度村上市集落排水事業特別会計補正予算（第2号）  
議第17号 令和2年度村上市上水道事業会計予算  
議第18号 令和2年度村上市簡易水道事業会計予算  
議第19号 令和2年度村上市下水道事業会計予算
- 4 出席委員（8名）

1番 川崎健二君	2番 山田勉君
3番 本間善和君	4番 竹内喜代嗣君
5番 小林重平君	6番 大滝久志君
7番 小田信人君	8番 川村敏晴君
- 5 欠席委員  
なし
- 6 傍聴議員  
稲葉久美子君 渡辺昌君 鈴木いせ子君  
木村貞雄君 大滝国吉君
- 7 地方自治法第105条による出席者  
議長 三田敏秋君
- 8 オブザーバーとして出席した者  
なし
- 9 説明のため出席した者

副市長	忠 聡君
建設課長	伊与部善久君
同課整備室長	須貝民雄君（課長補佐）
同課管理室長	風間貴志君（課長補佐）
同課日沿道対策室長	高橋和憲君（課長補佐）
都市計画課長	山田知行君
同課建築住宅室長	浅野宏君（課長補佐）
同課都市政策室長	大西敏君（課長補佐）
下水道課長	志村悟君
同課工事係副参事	小田康隆君

同課管理業務室副参事	渡 辺 貴 志 君
同課管理業務室係長	鈴 木 将 利 君
水 道 局 長	山 田 広 良 君
同 局 参 事	今 井 雅 仁 君
同 局 次 長	東 敏 之 君 (課長補佐)
同局工事係副参事	菅 原 和 英 君
同局管理業務室副参事	長谷部 淳 君
同局管理業務室副参事	齋 藤 貴 樹 君
荒川支所産業建設課長	渡 邊 修 君
神林支所産業建設課長	瀬 賀 豪 君
朝日支所産業建設課長	大 滝 清 考 君
同 課 建 設 管 理 室 長	鈴 木 健 次 君 (課長補佐)
山北支所産業建設課長	加 藤 泰 君

10 議会事務局職員

局 長	小 林 政 一
副 参 事	鈴 木 涉

(午前10時00分)

委員長(川村敏晴君)開会を宣する。

○当委員会の審査については、審査日程どおりに進むことに異議なく、そのように決定する。

**日程第3** 議第42号 村上市里道等管理条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長(建設課長 伊与部善久君)から説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

建設 課長

おはようございます。建設課である。それでは、議第42号 村上市里道等管理条例の一部を改正する条例制定についてのご説明をさせていただきます。本案は、本条例別表2に規定する生産物採取料単価の改定をしようとするものである。条例における生産物採取料単価は、新潟県国土交通省所管、公共用財産管理条例に準拠しているところであって、このたびこの準拠している県条例のほうが改正となったことから、同様に改定を行うものである。あわせて、別表2、備考2の占用料を採取料に改めさせていただきます。なお、改定単価については別記及び新旧対照表の66P、67Pに掲載のとおりとなっているので、ごらんいただきたいと思う。簡単ではあるが、説明については以上である。よろしくお願いいたします。

(質 疑)

なし

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第42号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

**日程第4** 議第43号 村上市河川管理条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長(建設課長 伊与部善久君)から説明を受けた後、質疑に入る。

(説明)  
建設課長

それでは、議第43号 村上市河川管理条例の一部を改正する条例制定についての御説明をさせていただく。本案は、本条例別表に規定する流水占用料及び土砂採取、その他の河川産出物採取料の改定をお願いしようとするものである。本条例における流水占用料及び土砂採取、その他の河川産出物採取料の単価は、新潟県河川法施行条例に準拠して定めているところであって、このたびこの準拠している県条例での単価の改定がなされたことから、同様に改定を行うものである。なお、改定単価については別記及び新旧対照表の68Pから73Pに掲載のとおりとなっているので、ごらんいただきたいと思う。簡単ではあるが、説明については以上である。

(質疑)  
なし

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第43号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

---

**日程第5** 議第44号 村上市営住宅条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長（都市計画課長 山田知行君）から説明を受けた後、質疑に入る。

(説明)  
都市計画課長 おはようございます。それでは、議第44号 村上市営住宅条例の一部を改正する条例制定についてを説明させていただく。内容は、市営住宅の入居者が不正の行為により入居していた場合に対して、住居の明け渡し請求を行う場合に徴収する金利を年5分の割合から法定利率に改めるものである。これは、民法の一部を改正する法律が令和2年4月1日に施行されることに伴い、民法の規定と同様にしていることから改正するものである。背景といたしては、市中金利が大きく上回る状況が続いていたことから、新法からこれを5%だったものを3%に引き上げることによるものだ。今後の市中金利の変動に対応するために3年ごとに見直す変動制と改めるため、法定利率というふうに改定するものである。以上である。

(質疑)  
なし

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第44号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

---

**日程第6** 議第45号 村上市合併処理浄化槽設置整備事業に係る個別浄化槽の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について、議第46号 村上市下水道条例の一部を改正する条例制定について及び議第47号 村上市集落排水処理施設条例の一部を改正する条例制定についての3議案を一括議題とし、担当課長（下水道課長 志村 悟君）から説明を受けた後、質疑に入る。

(説明)  
下水道課長 それでは、議第45号から議第47号までの3議案についてご説明をいたす。この3議案については、いずれもいまだ合併前の料金単価のままとなっている下水道使用料

の従量料金について、単価を167円に統一しようとするものである。下水道使用料については、合併協議の中で平成26年までに料金を統一することとされていたが、基本料金部分についてのみ平成26年4月から平成30年4月までの5年間をかけて統一がなされたところである。しかし、従量料金部分についてはいまだ統一がなされていないことから、平成29年10月に上下水道事業審議会を立ち上げ、従量料金の単価及び改定時期について諮問を行った。審議会の答申といたしては、使用料の検討については本来基本料金と従量料金を一体的に検討すべきものであるが、基本料金については平成30年4月に統一がなされたばかりであり、従量料金の改定のみで対象経費を賄おうとすれば、基本料金に比べ従量料金が高額とならざるを得ないこと。また、浄化槽の維持管理費と比較して下水道使用料が高額となった場合、下水道への加入接続が進まず、結果的に下水道事業の安定的な経営に悪影響となるおそれがあることなどから、平成28年度に作成いたした経営戦略の財政計画をもとに行ったシミュレーションでの有収水量1立方当たりの処理費や平成29年度の処理費の実績を考慮し、1立方当たり167円を目安として統一を図ることが望ましいとの答申をいただいた。市では審議会の意見を妥当と判断し、審議会の答申どおり1立方当たり167円の単価とする条例改正案を提案させていただいたものである。料金改定の施行期日については令和2年10月1日であるが、きょうお配りした資料ナンバー1の上のほう、下水道使用料と書いた部分をちょっと一緒にごらんいただきたいのだが、使用料が高くなる村上、朝日、山北地区の使用者の負担軽減のため、激変緩和措置といたして令和2年10月から令和3年9月まで村上地区で139円、朝日、山北地区については154円とし、令和3年10月から全地区167円に統一することとしたいと考えている。説明は以上である。よろしく願いいたす。

(一括質疑)

なし

以上で質疑を終結し、議第45号について、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第45号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

次に、議第46号について、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第46号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

最後に、議第47号について、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第47号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

**日程第7** 議第48号 村上市上水道条例の一部を改正する条例制定について及び議第49号 村上市簡易水道条例の一部を改正する条例制定についての2議案を一括議題とし、担当課長(水道局長 山田広良君)から説明を受けた後、質疑に入る。

(説明)

水道局長 ただいま議案となっている議第48号 村上市上水道条例の一部を改正する条例制定について及び議第49号 村上市簡易水道条例の一部を改正する条例制定についての2議案についてであるが、いずれも水道料金を改正しようとするものであるので、一括してご説明いたす。今回の水道料金の改定は、平成30年度までに基本料金の統一が行われたので、次の段階としての従量料金の統一を行うものである。なお、これまでの経緯については先ほど下水道課長から説明があったので、省略させていた

だ。それでは、最初に議第48号 村上市上水道条例の一部を改正する条例制定についてであるが、第1条については激変緩和措置、経過措置であるが、令和2年10月分から令和3年9月分までの各地区料金について、第2条については令和3年10月分から適用する市内統一の従量料金を規定するものである。改正の概要を先ほど委員会配付資料のナンバー1にまとめているので、こちらでご説明させていただく。激変緩和措置として令和2年10月分から1年間適用の対象となるのは料金単価が上昇する村上地区、荒川地区であり、上昇幅は2分の1となっている。また、料金単価が下がる神林地区、朝日地区については激変緩和措置は設けず、令和2年10月分から1立方当たり140円の統一料金を適用いたす。全地区で1立方当たり140円の統一料金が適用されるのは令和3年10月分からとしている。また、従量料金体系について、村上市上下水道事業審議会では段階別逓増制としていたが、大口使用者の利用促進と使用者の公平性を再検討し、統一料金制といたした。用途区分における温泉旅館などについては、基本料金改定時に従量料金も統一済みであることから改定は行わない。なお、上水道の新旧対照表については88Pからごらんください。また、2月25日に議案の差しかえをさせていただいたが、新旧対照表の100Pにおいて区分欄が左右とも新、新となっていて、右側を旧と訂正したものであった。大変申し訳ございませんでした。続いて、議第49号 村上市簡易水道条例の一部を改正する条例制定についてである。第1条及び2条の規定については、先ほど上水道条例と同様に改正するものである。簡易水道については、激変緩和措置の対象となるのは料金単価が上昇する村上地区、山北地区としている。料金単価が下がる朝日地区については、激変緩和措置は設けない。山北地区については、委員会資料ナンバー1に掲載のとおり、現在口径別均一料金となっているが、令和2年10月分から口径別を廃止し、均一料金制を適用いたす。なお、料金体系等については上下水道と同様であるので、説明は省略させていただく。なお、簡易水道の新旧対照表については112Pからごらんください。以上、2議案について説明を申し上げたので、よろしく願います。

(一括質疑)

本間 善和

水道局長、ご苦労さまです。水道料金というのは、需要と供給のバランスから料金体系を見ていくという基本的なことは十分理解し、料金の改定をしなければならないということは十分理解できるのだけれども、今まで口径別の料金体系、はっきり言えば小さい口径、少量しか使わない人は単価ははっきり言えば安く、大口径のものは大きい単価を使っていたという格好だということを理解しているのだけれども、私はこれははっきり言えば、大きい水量を使う人は大きな口径の施設をつくらなければならないし、それだけ設備投資も市のほうでも大きいから、当然料金も大きくなるのだという理解をしていたのだけれども、今回答申のほうでは大きい口径の人も小さい口径で使っている人も統一単価という格好での考え方をとったわけだけれども、非常にこの辺のところ私審議会のこの波を乗り越えるという真意というものを、先ほど大口径使用者の何とかという話をしたのだけれども、もう一度その辺の理解の話をできるような、ちょっと説明をお願いしたいと思うのだが。

水道 局長

今まで水道料金については全国的にも口径別というか、そういったもので整備されてきた経緯がある。先ほど委員おっしゃったように、やはり整備途中の段階では大口径のものについてはその管路も普通の家庭よりも経費がかかるというようなこと

もあって、応分の負担ということで大きい口径のものが料金高くなっていったという、そういう経緯があった。それで、今回の改定については、一応そういう設備投資に関してはほぼ全国的にも整備が終わったというようなところであって、これから維持管理のほうに経費が移っていく時代となっていて、そういった料金改定の日本全国的な傾向といたしても、統一単価というか、そういう区分を設けないような形でやっていくというようなところが多くなってきている。そういったところからの観点と、あと大口径、先ほど大口需要家の説明を申し上げたのは、大口需要家が同じようにこれまで高度成長の時代にはたくさん水を使うということで逆に施設に負担がかかるということで、ちょっと抑制するというような意味合いもあって高料金となっていた経緯もあったのだけれども、逆に今は少子高齢化も含めて水道使用量が減少している時代になってきていたので、そういう観点から大口需要家もこれからたくさん使っていただきたいという趣旨もあって、公平なものとして統一単価ということで設定させていただいた。

本間 善和 非常に理解した。わかった。それで、もう一点だけお伺いしたいと思うが、たびたびこういう料金改定というのはなかなかできるものではない。多分この料金改定のお話が出てから10年はたっていると思うのだ。それで、例えば今回のこの下水道、水道にしても、この従量料金という大きな改定をやったという格好で、審議会のほうではこれから何年ぐらいはこの料金でいきましょうという目標年度みたいなものはやっぱり決めたものなのだろうか。

水道 局長 この料金改定の今回のものは従量料金ということであるが、個々の家庭については上下水道の審議会において、水道については令和2年から令和6年までの期間を財政シミュレーションしたものととして、この改定の基礎として検討してきた。ただ、今後また、その答申にも触れられているが、これであとずっと料金改定がなしにいくということではないので、また随時その料金について審議会も改正いたすし、その中で検討していくというようなことでまとめている。

本間 善和 了解した。ありがとうございました。

以上で質疑を終結し、議第48号について、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第48号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

また、議第49号について、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第49号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

---

**日程第8** 議第54号 令和元年度村上市下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題とし、担当課長（下水道課長 志村 悟君）から説明を受けた後、質疑に入る。

（説明）

下水道課長 それでは、議第54号 令和元年度村上市下水道事業特別会計補正予算（第3号）について概要をご説明する。第1条で歳入歳出予算の総額からそれぞれ880万円を減額し、予算の総額を46億1,720万円にしようとするものである。また、第2条の繰越明許費については、第2表でご説明させていただくので、4Pをお開きください。第2表の繰越明許費については、第1款第2項下水道建設費の公共下水道建設経費で1億5,837万4,000円を、公共下水道改築更新経費で7,821万9,000円をそれぞれ翌年度へ繰り越しをお願いするものである。繰越事業の内容といたしては、公共下水道建設経費について、村上処理区において国道7号沿線で管渠整備を進めてきたとこ

ろであるが、情報ボックスなどの地下埋設物が多くあって、道路管理者である国土交通省との工事施工協議に日数を要したことなどにより、工事請負費1億5,837万4,000円を、また公共下水道改築更新経費については、村上浄化センター改築更新工事委託において、工事の実施に当たり処理場の稼働に影響が出ないようにするための工事作業スケジュールの調整、それから各地で発生した豪雨、それから台風被害等の影響によって、換気設備などの工場製作物の納期のおくれなどにより、工事委託料6,741万円を、それから瀬波地内の県道において予定していた汚水マンホールの改築更新工事において、既設管渠の仮設管設置方法の検討などに時間を要したことにより、今年度中に施工が困難となった1,080万9,000円の繰り越しをお願いするものである。次に、歳入歳出の主なものについてご説明いたします。8P、9Pをお開き願う。歳入の第3款1項1目下水道事業費国庫補助金については、社会資本整備総合交付金の交付決定額の確定に伴って、国庫補助金を655万円減額させていただくものだ。また、6款3項1目受託事業収入については、下水道工事と水道工事との共同施工による水道局からの受託工事収入137万7,000円を増額し、6款4項1目雑入では、歳出でもご説明いたしますが、不要となった県道改良事業に伴う下水道管移設補償金362万7,000円を減額させていただいた。次に、歳出についてご説明させていただく。10P、11Pをお開きください。第1款2項1目の説明欄1、公共下水道建設経費で、下水道管推進工事の設計に伴う地質調査業務委託の発注実績により不要となった測量設計等委託料177万9,000円を、また2、公共下水道改築更新経費で、今年度県で予定されていた主要地方道山北関川線道路改良工事の中止に伴って下水道管移設が不要となったことなどにより、710万7,000円を減額させていただいたものである。説明は以上である。よろしくお願ひいたします。

(質 疑)

なし

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第54号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

**日程第9** 議第55号 令和元年度村上市集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を議題とし、担当課長（下水道課長 志村 悟君）から説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

下水道課長

それでは、議第55号 令和元年度村上市集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について概要をご説明いたします。第1条で歳入歳出予算の総額からそれぞれ650万円を減額し、予算の総額を12億5,890万円にしようとするものである。また、第2条の地方債の補正については、事業債の減額に伴い限度額を変更するものである。次に、歳入歳出の主なものについて説明書によりご説明させていただく。8P、9Pをお開き願う。歳入の3款1項1目集落排水事業県補助金については、農業集落排水施設機能強化事業など補助対象事業費の確定に伴って290万円を減額いたしました。また、7款1項1目集落排水事業債については、起債対象事業の事業費の減額に伴い360万円を減額いたしました。次に、歳出についてご説明させていただく。10P、11Pをお開きください。第1款1項3目の説明欄1、農業集落排水事業施設維持管理経費で下水道台帳作成業務委託料を実績により90万円減額させていただいた。また、1款2項

1 目の説明欄 1、農業集落排水改築更新経費で測量設計等委託料及び工事請負費の発注実績により不要となった553万7,000円を減額させていただいた。説明は以上である。よろしくお願ひいたす。

(質 疑)

なし

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第55号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

**日程第10** 議第17号 令和2年度村上市上水道事業会計予算を議題とし、担当課長(水道局長 山田広良君) から説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

水道 局長

それでは、議第17号 令和2年度村上市上水道事業会計予算について概要を説明させていただきます。予算書の349Pをごらんください。第2条では、令和2年度の業務量の予定量を給水戸数2万712戸、年間総水量595万2,559立方、1日の平均給水量1万6,308立方メートルとしている。主な建設改良工事については、配水管建設工事で4,030万円、改良工事7,630万円、これは監視装置の改修及び水道台帳業務である。また、第3条では収益的収入及び支出の予定額を定めている。第1款水道事業収益では11億455万6,000円、水道事業費用では10億9,669万5,000円を計上いたして、利益は786万1,000円を見込んでいる。続いて、350Pをごらんください。第4条では、資本的収入及び支出の予定額を定め、第1款資本的収入で1億5,586万9,000円、資本的支出で6億8,515万3,000円を計上している。なお、収入が支出に対して不足する額5億2,928万4,000円については、当年度分消費税等資本的収支調整額と当年度分損益勘定保留資金と減債積立金、また建設改良積立金で補填する予定である。第5条では、債務負担行為について村上、朝日、荒川、神林、各地区の浄水場の浄水施設管理業務委託2件について定めている。債務負担行為に関する調書は382Pに掲載している。次に、第6条の企業債では借入限度額を1億1,180万円とし、歳入方法及び利率等を定めており、第7条では一時借入金の限度額を1億円と定めている。第8条では支出経費の流用できる範囲を、第9条では議会の議決を経なければ流用できない経費について、職員給与費1億3,556万3,000円と定めている。また、第10条ではたな卸資産の購入限度額を250万円と定めた。これはメーターについてのものである。続いて、予算の概要について村上市上水道会計予算実施計画説明書により説明させていただきます。360、361Pをごらんください。収益的収入及び支出は、施設の運転管理など水道事業の運営経費と財源内訳を示すものである。最初に、収入についてである。第1款1項1目給水収益は水道の料金収入であり、9億3,690万円を見込んでいる。2目受託工事収益では消火栓の新設、修繕などの一般会計負担分として450万円を計上いたした。3目その他営業収益の3,091万4,000円は、主に下水道使用料と収納事務の負担金及び雑収益として、村上、朝日地区の浄水施設管理業務委託の簡易水道事業負担分の収入である。2項2目他会計補助金は、上水道事業に統合した旧簡易水道の統合前の建設改良に伴う起債の利子分の2分の1と企業職員の児童手当分の一般会計からの繰り入れによるものである。2項3目長期前受金戻入1億2,846万4,000円は、固定資産の取得等に伴い交付される国庫の補助金、負担金



等について長期前受金として減価償却見合い分を収益化する戻し入れ額である。次に、362、363Pをごらんください。支出についてである。第1款1項1目原水及び浄水費1億4,218万8,000円は、浄水施設の管理、電気保安業務、滅菌器の保守点検等の業務及び水質検査施設等の修繕費、浄水場等の動力費である。2目配水及び給水費1億350万4,000円は、職員3人分の人件費のほか、給水関係の維持経費及び水道施設の緊急修繕の待機料、検定満期メーターの取りかえ費用、配水管等の修繕費等である。3目受託工事費450万円は消火栓の新設、不時修繕等の工事請負費である。4目総係費1億4,570万6,000円は、職員13人分の人件費、検針業務委託料、設計料金システムの保守料、口座振替手数料などの事務的経費などである。5目減価償却費は5億6,201万5,000円となっている。次に、6目資産減耗費1,500万円については、配水管改良費等による既設資産の除却費である。2項1目営業外費用で支払利息及び企業債取扱諸費の企業債償還利息8,555万8,000円については、財務省財政融資資金と公営企業金融公庫資金の平成31年度分借入分の見込みである。続いて、370、371Pをごらんください。資本的収入及び支出は、施設の建設設備にかかわる費用と財源内訳を示すものである。最初に、収入についてである。第1款1項1目企業債1億1,180万円は、朝日地区の中央監視装置改修及び老朽管更新工事に充当するものである。2項1目出資金1,399万6,000円は、統合した簡易水道の統合前の建設改良に充てた起債の元金償還金の一般会計繰り出し分2分の1であるが、それに当たるものである。3項1目工事負担金1,557万2,000円は、朝日地区監視装置改修工事に伴う簡易水道の負担金である。4項1目工事補償金、下水道補償金は下水道工事に伴う配水管改良工事の補償金である。次に、372、373Pをお願いいたします。支出についてである。第1款1項1目建設事業費4,030万円は、緑町5丁目地内での地区幹線道路等の配水管建設の建設工事800万円と松山バイパス配水管建設工事2,000万円及び山辺里地内配水管建設工事1,000万円等となっている。次に、改良事業費は2億7,264万1,000円で、委託料8,491万1,000円は配水管改良設計委託等で緑町地内の配水管改良の実設計、朝日地区中央監視装置改修工事の施工管理業務と、朝日温海道路の事業に伴って今支障となる朝日上水道第4猿沢地内水源の移設に伴う揚水試験業務等の委託費である。それと、水道台帳システムの構築業務委託料になる。工事請負費1億7,640万円のうち配水管改良工事は、下水道工事に伴う工事費、村上、神林地区の改良工事など合わせて7,630万円で、延長にいたすと895メートルほどである。施設改良工事は、朝日地区の中央監視装置改修工事及び神林と朝日浄水場の変圧器等の取りかえ工事で1億10万円である。負担金について300万円は、公共下水道事業に伴うこれは舗装であるが、工事等負担金である。4目の固定資産購入費1,450万円は、給水車、これ2トン級1台の購入費である。2項1目企業債償還金3億5,713万8,000円は、財政投融资分2億4,345万8,593円、それと公営企業金融公庫分1億1,367万9,310円である。374P以降については、予算に関する説明の注記と令和2年度の予定キャッシュ・フロー、給与費の明細書、予定損益計算書、予定貸借対照表などを添付しており、またきょうお配りした補足説明資料としてキャッシュ・フローについてのものを添付している。以上で説明を終わる。よろしくをお願いいたします。

(質 疑)  
本間 善和

水道局長、363Pの委託料についてちょっとお伺いしたいと思うが、よろしいだろう

か。水道施設の緊急修理待機委託料という格好で1,100万円、1,200万円ほど計上してあるわけだけれども、この待機というのはよく漏水とか云々で日曜日でも土曜日でも起きるといふ格好での、そういうところの工事に対する待機料だと思ふのだけれども、これは当番制で年間を通してやっているという格好でよろしいだろうか。

水道 局長 この緊急工事の待機料については年間、それと休日、夜間も含めて、そういったものが全地区の対象といたして管工事組合、山北、村上、それと荒川という3工事組合に委託している委託料である。

本間 善和 この予算書の中の支出のところ配管の改良費という格好で、下水道に伴うものとかいろいろあるわけだけれども、石綿管というのはまだ使っているところがあるのか、そういうところがあれば、そういう改良というのは毎年どれぐらいやっているのか、その辺のところちょっとお伺いしたいと思うが。

水道 局長 石綿管は、まだ現在も残っておる区域がある。石綿管は、当然年数的にも古いものであるし、当然更新対象であるので、更新するという計画も持っているが、ただ単純に年数が古いだけですぐ壊れるかということ、いろんな条件があつて、例えば地質とか、そういったものによって古いものでも全然漏水の修理をしないで済んでいるような場所とかもある。そういったものを勘案いたして更新年度の計画も検討して、改良していくという予定にしている。

本間 善和 関連なのだけれども、石綿管というのは人体への影響とか云々とかという格好で当然使うのはだんだん控えて、今現在でも入れないという格好をとっているわけだけれども、塩ビ管にかえたりと、鋼管にかえたりという格好をとると思ふのだけれども、できればまだあるのであれば、特に簡易水道とか、そういうところの施設だと思ふのだけれども、あるとなれば年次計画でもいいので、検討を十分していただきたいと、そう思うので、よろしく願い申し上げます。これはいい。

小林 重平 376Pの未収金ですか、これ835万1,000円になっているけれども、これがいわゆる滞納額というか未収金。ここに書いているのは835万1,000円計上されているけれども、

水道局次長 今ほどご質問の件なのだが、こちらの未払い金の835万1,000円は滞納額ではなくて、会計の中の未払い額ということなので、滞納額が・・・

小林 重平 できたら滞納額を教えてください。これはわかった。滞納額と違うというので、滞納額は違ってくるそうなので、滞納額の合計を。後でいい。後で数字の報告してくれればいい。

水道 局長 資料を今ちょっと確認いたして、後ほど回答させていただく。

小林 重平 終わる。

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第17号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

委員長（川村敏晴君）休憩を宣する。  
（午前10時57分）

委員長（川村敏晴君）再開を宣する。  
（午前11時10分）

川村委員長 それでは、審査前に先ほどの小林委員の質疑についての理事者から答弁があるので、

水道局次長 水道局次長、お願いいたす。  
先ほどご質問いただいた滞納額についてだが、平成30年度末、平成31年3月31日現在の繰り越し分の未収額が363万7,277円となっている。以上だ。

川村委員長 小林委員、よろしいか。

**日程第11** 議第18号 令和2年度村上市簡易水道事業会計予算を議題とし、担当課長（水道局長山田広良君）から説明を受けた後、質疑に入る。

(説明)  
水道局長 それでは、議第18号 令和2年度村上市簡易水道事業会計予算について概要説明させていただきます。予算書の388Pをごらんください。第2条では、令和2年度の業務の予定量を給水戸数3,996戸、年間総給水量92万6,914立方、1日平均給水量2,539立方といたしている。主な改良事業については、改良工事費5,710万円といたした。また、第3条では収益的収入及び支出の予定額を定めている。第1款水道事業収益では3億1,561万円、水道事業費用では同額の3億1,561万円を計上している。続いて、389Pをごらんください。第4条では、資本的収入及び支出の予定額を定め、第1款資本的収入で1億7,463万8,000円、資本的支出で2億9,643万1,000円を計上している。なお、収入が支出に対して不足する額1億2,179万3,000円については、当年度分消費税等資本的収支調整額663万3,000円と損益勘定保留資金1億1,516万円で補填する予定である。また、第4条の2、予算として打ち切り決算によって当該年度に属する債権及び債務として未収、未払金の額をそれぞれ81万9,000円と1,592万円とし、調整するものである。第5条の企業債では、借入限度額を5,530万円とし、借り入れ方法及び利率等を定めている。第6条では、一時借入金の限度額を1億円と定めている。第7条では支出経費の流用できる範囲を、第8条では議会の議決を経なければ流用できない経費について、職員給与費3,361万7,000円と定めている。続いて、予算の概要について村上市簡易水道会計予算実施計画説明書により説明させていただきます。399、400Pページをごらんください。収益的収入及び支出は、施設の運転管理など水道事業の運営経費と財源内訳を示すものである。最初に、収入についてである。第1款1項1目給水収益は水道の料金収入であり、1億5,130万円を見込んでいます。2目受託工事収益では消火栓の取りかえ、修繕などの一般会計負担分として1,100万円を計上いたした。2項1目他会計補助金は、建設改良等に対する企業債償還利息等の一般会計からの繰り入れによるものである。2項2目長期前受金戻入3,680万5,000円は、補助金等で取得した固定資産について、その補助金等を長期前受金として減価償却見合い分を収益化する戻し入れ額である。次に、393、394Pをごらんください。支出についてである。第1款1項1目原水及び浄水費6,248万4,000円は、浄水施設の管理、電気保安業務、滅菌機の保守点検等の業務及び水質検査施設等の修繕費、浄水場の動力費、施設維持管理委託負担金である。2目配水及び給水費2,919万7,000円は、給水関係の維持経費及び水道施設の緊急修繕の待機料、検定満期メーターの取りかえ費用、配水管等の修繕費などである。3目受託工事費1,100万円は消火栓の取りかえ、不時修繕等の工事請負費である。4目総係費2,431万1,000円は、職員3人分の人件費と収納事務委託負担金などの事務的経費である。5目減価償却費は1億4,696万5,000円となっている。6目資産減耗費500万円については、配水管改良工事等による既設資産の除却費である。2項1目営業外費用で支払利息及び企業債取扱諸費の企業債償還利息2,950万円については、財務省財政融資

資金、公営企業金融公庫資金、金融機関などと平成31年度借り入れ分である。3項2目その他特別損失407万7,000円については、過年度分賞与金引当金及び消費税等の中間申告納入分である。続いて、395、396Pをごらんください。資本的収入及び支出は、施設の建設整備にかかわる費用と財源内訳を示すものである。最初に、収入についてであるが、第1款1項1目企業債5,530万円は、朝日地区の監視装置改修にかかわる工事費及び配水管改良事業などに充当するもので、工事費等の95%を見込んでいる。2項1目出資金1億833万7,000円は、一般会計出資金元金分及び基準外繰入金である。3項1目工事補償金1,100万円は、主要地方道山北関川線改良事業に伴う水道の配水管移設工事補償金である。次に397、398Pをお願いする。支出についてである。第1款1項1目改良事業費8,565万4,000円は、職員2人分の人件費及び菅沼地内での配水管建設の、これは継続であるが、工事費と山北関川線配水管移設工事及び今川、越沢の非常通報装置設置工事である。2項1目企業債償還金は、2億1,070万2,000円は財政投融资分の1億8,499万1,000円、公営企業金融公庫分2,149万1,000円、金融機関分422万円である。以上、予算に関する説明の注記と令和2年度の予定キャッシュ・フロー、給与費の明細書、予定損益計算書、予定貸借対照表などを添付しているので、ごらんになってください。以上、説明を終わる。以上、よろしく願いいたす。

(質 疑)

竹内喜代嗣

それぞれになってどうなるのかだけれども、有収率というのがどこかに出てくるのかなと思っているのだが、見つけられなくて、有収率はどのくらいなのだろうか。まず、有収率をお願いする。

水道局次長

簡水の平成30年度の有収率が61.6%だ。

竹内喜代嗣

簡単に言えば61%ということだが、そうするとつくる能力のある水量に対して40%漏れているということになるのだが、それでいいのだろうか。

水道 局長

上水に比べて簡水のほうが有収率が今申したとおりに悪くなっている。原因といたしては、簡水は多く配水池等が点在しており、そういったことと老朽化ももちろんあるが、山間部というところもあって、なかなか漏水している箇所が発見がちょっと困難な状況にもある。ただ、漏水探査等も含めてその解消には努めておるところだが、上水よりはそういったことでちょっと発見に困難な状況があるので、そういった漏水が余計だというところが原因になっているかと思う。

竹内喜代嗣

漏れているということで4割という、至極だなと思ったのだが、ずっと私村上市会議員当選させていただいて、確認したことがあったのだが、市民の皆さんが責任分界、つまり私神林地区出身なのだが、神林地区だと計量器元栓のところから二次側が個人ということだったと思う。ところが、村上はその方の敷地の境界が境界だと。私のところに相談に来た人は、漏れているということで教えてやったのに、逆に修理費を請求されたというようなことが思い出されるわけだが、現在はどのようにそういうトラブルを解消するようなことをやられているのだろうか。

水道 局長

宅内関係のそういった管理区分については、これから本管から宅内に給水管を引くが、その最初に止水栓、乙止水栓というが、そこを基準に市と水道局と個人の管理境界、財産境界は別だが、管理境界としているところである。なお、これからずっと乙の止水栓も宅内のほうに伸びていっているような箇所もあるので、そうなる\_todoまでも水道のほうで負担していくというのはちょっと不公平があるので、公

竹内喜代嗣

の土地の道路なり水路なりの境界から1メートル付近の直近のものまでが水道の管理区分と、これからそういうことで今後決めていきたいというふうに考えている。最後に要望をお願いして終わりたいと思う。検針員さんが定期的に回るわけだから、手数がかかってどうかという問題はあがあるのだが、検針員さんにも境界の問題とか水漏れの問題とか留意してもらおうようお願いしていただきたいと思う。終わる。

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第18号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

## 日程第12

議第19号 令和2年度村上市下水道事業会計予算を議題とし、担当課長（下水道課長志村 悟君）から説明を受けた後、質疑に入る。

（説明）

下水道課長

それでは、議第19号 令和2年度村上市下水道事業会計予算について概要をご説明いたします。423Pをお開きください。第2条で業務の予定量を接続戸数1万4,931戸、年間有収水量526万8,859立方、1日平均有収水量を1万4,435立方とし、また主な改良工事といたして污水管渠等の整備改良工事に3億9,955万7,000円、施設改築更新工事に5億5,570万円といたした。第3条では、収益的収入及び支出の予定額を定めており、詳細は後ほどご説明させていただくが、歳入第1款下水道事業収益、歳出第1款下水道事業費用ともにそれぞれ42億9,128万7,000円と定めた。第4条では、資本的収入及び支出の予定額を定めており、第1款資本的収入で35億3,710万3,000円、資本的支出で49億4,117万6,000円を計上いたした。なお、資本的収入が資本的支出に対して不足する額14億407万3,000円は、当年度分消費税等資本的収支調整額6,313万7,000円、当年度分損益勘定留保資金13億1,889万1,000円、引継金2,204万5,000円で補填する予定としている。第5条では、債務負担行為について定めている。下水道汚泥収集運搬及び処分業務委託料については、令和3年度の下水道汚泥の収集運搬及び処分の委託に係る業者選定を令和2年度中に行っておく必要があるため、債務負担行為をお願いするものである。また、マンホールポンプ維持管理業務委託についても令和3年度の維持管理に係る業者選定を令和2年度中に行っておく必要があるため、債務負担行為をお願いするものだ。村上浄化センター改築更新（その2）工事委託については、令和2年度から令和3年度の2カ年で予定している村上浄化センターの工事委託について、令和2年度において令和3年度分までの2カ年の工事委託協定を結ぶ必要があるため、債務負担行為をお願いするものである。工事委託の内容といたしては、主に電気監視制御設備、変電設備などの改築更新となる。次に、第6条では下水道事業債の借り入れ限度額を19億3,140万円とし、起債の方法及び利率、償還方法を定め、第7条では一時借入金の限度額を15億円と定めた。第8条では支出経費の流用できる範囲を定めており、第9条では議会の議決を経なければ流用できない経費を職員給与費の1億5,479万8,000円といたした。次に、歳入歳出の主なものについて、実施計画説明書によりご説明させていただく。最初に、収益的収入及び支出についてご説明させていただくので、435P、436Pをお開き願う。歳入の第1款1項1目下水道使用料については、令和2年度の料金収入として8億3,632万1,000円を見込んだ。2目負担金については、雨水処理に係る一般会計からの負担金1,050万6,000円などで総額1,097万4,000円を計上いたした。2項営業外収益、1目他会計繰入金では一般会計からの基準内、基準外繰入金

を合わせて21億6,070万2,000円を計上いたしました。2目補助金については、下水道管路点検調査業務委託に対する社会資本整備総合交付金や県からの農業集落排水事業の起債利子償還に係る補助金など2,677万8,000円を計上いたしました。3目長期前受金戻入12億5,529万6,000円については、固定資産の取得等に伴い交付される国庫補助金や交付金等について、長期前受金として減価償却見合い分を収益化したものである。次に、歳出についてご説明をさせていただきます。437P、438Pをお開きください。第1款1項1目管渠費1億5,597万円についてだが、こちらは主に汚水や雨水の管渠及びマンホールポンプの維持管理に係る経費が主な内容となる。委託料においてはマンホールポンプの維持管理委託料、管路点検調査業務委託料などで6,729万2,000円を、賃借料においてはマンホールポンプの遠隔監視システムリース料などで1,045万3,000円を、また工事請負費においてはマンホールポンプの修繕費などで1,321万6,000円を計上いたしました。続いて、2目ポンプ場費2,455万1,000円については、汚水中継ポンプ場7カ所と雨水処理施設である泉町ポンプ場に係る経費であり、施設の維持管理委託料及び施設で使用する電気料など光熱水費等が主な内容となっている。次に、3目処理場費7億7,475万1,000円については、公共下水道処理施設11カ所と集落排水処理施設17カ所の維持管理に係る経費である。委託料で施設の維持管理委託料3億7,938万7,000円、汚泥等収集運搬・処分業務委託料として1億3,393万1,000円を、動力費として処理場で使用する電気料1億411万2,000円を、処理場の修繕に係る経費といたして修繕料2,358万3,000円と工事請負費5,009万9,000円を計上いたしました。439Pをごらんください。4目業務費3,169万5,000円については、主に料金徴収に係る経費で、上水道会計の出納業務委託料1,965万1,000円や賃借料で電算システムの使用料や機器のリース料など162万2,000円を、工事請負費で井戸メーターの新規設置費用として624万4,000円を計上いたしました。5目総係費8,950万1,000円については、営業活動全般に係る経費となっており、主に職員12名の人件費及び公用車リース料、各種負担金などを計上いたしました。441Pをごらんください。6目減価償却費については、有形固定資産の減価償却費など25億7,418万7,000円を計上いたしました。7目その他営業費用については、山形県鶴岡市と共同処理を行っている伊呉野地区の施設維持管理負担金132万8,000円を計上いたしました。2項営業外費用については、企業債の支払利息及び令和2年度中に納付が見込まれる消費税などについて計上している。続いて、資本的収入及び支出についてご説明いたします。445P、446Pをお開きください。歳入の1款1項1目企業債については、下水道建設事業の財源として借り入れを予定している企業債並びに資本費平準化債の借り入れ予定額を計上している。2項補助金については、公共下水道の整備に対する社会資本整備総合交付金や農業集落排水事業施設の改築更新に対して交付される県補助金などを計上いたしている。3項負担金及び分担金については、下水道受益者負担金及び分担金と水道との共同工事に係る水道会計からの負担金を計上している。6項出資金については、一般会計からの基準内及び基準外の繰入金9億5,477万7,000円を計上いたしました。次に、支出についてご説明いたします。447P、448Pをお開きください。1款1項1目建設事業費では、委託料で村上浄化センター改築更新工事実施設計委託料3,800万円のほか、集落排水処理施設の機能強化事業に係る設計業務委託料など合わせて1億800万円と、村上浄化センター改築更新工事委託料といたして3億8,570万円などを計上いたしました。また、工事請負費においては、村上地区国道7号沿線の管渠整備分といたして3億5,300万円、荒川地区都市計画道路東大通線関

連工事といたして1,390万1,000円を、また集落排水処理施設の機能強化工事分といたして1億7,000万円、荒川地区烏川雨水幹線樋門工事費といたして6,800万円など総額7億9,388万4,000円を計上いたしました。2項1目企業債償還金については、令和2年度で償還予定の事業債分償還金24億5,062万6,000円のほか、資本費平準化債分償還金10億1,412万8,000円を計上している。451P以降については予算に係る注記、令和2年度予定キャッシュ・フロー計算書、給与費明細書、債務負担行為に関する調書、予定貸借対照表、予定開始貸借対照表などを添付しているの、後ほどごらんいただきたいと思う。説明は以上である。よろしくお願ひいたす。

(質 疑)

竹内喜代嗣

先ほどの有収率との絡みでまいると、そうすると下水道料金に、水道を多く使うと下水道料金も上がるということになるかと思うのだが、4割も無駄に水が流れているということになると、この辺は何か勘案して計算なされるようなことってあるものだろうか。

下水道課長

先ほど水道局長のほうから4割というお話あったのは、あれは簡易水道の部分のみの有収率だと思う。私らについては、この下水道関係については簡易水道の地区、それから上水道の地区、全て合わせての計算というかになるので、先ほどの4割は全部無駄ということとはちょっと結びつかないのかなと思うが。

本間 善和

下水道課長、料金が変わっていくわけけれども、私料金下がるほうの地区はいいのだけれども、上がるほうの地区という格好で多分村上、朝日、山北の地区が下水料金が上がっていくという格好になってくると思うが、多分この地区の下水道の加入率というのは調べてあると思うのだけれども、地区ごとの水洗化率というのか、出ていないか。

下水道課長

済みません、地区別の水洗化率については、今ちょっと資料の持ち合わせがなくて、全体であればわかるのだが。

本間 善和

私懸念されるのは、この水洗化率というのは下水道、多額の金額を投資しているという格好なのだけれども、水洗化してくれなければ何にもならないというのは多分ご存じだと思うのだけれども、この料金が上がることによって水洗化率が、これまでの水洗化率は努力して上がってきていると思うのだが、県内では多分一番なはずなのだけれども、村上市は。これが停滞にならなければいいかなと思っているのだ。その辺のところの対策とか、そういうものを審議会では何かご説明、審議しなかったのか、そういう料金上がることによる加入率、水洗化率の対策。

下水道課長

先ほど料金の条例のところでもちょっと触れさせてもらったのだが、審議会でも余りにも料金が高額になると、ちょっと加入率の阻害要因になるというおそれがあるということを委員のほうからも指摘あった。対策というか、ことしに限らずなのだが、毎年下水道課では支所ごと、支所単位で加入率の低い地区に直接戸別訪問でお伺いいたして、つないでいただけない理由だとか、そういうものをお聞きしながら、何とかを接続をお願いするという促進は毎年行っている。委員ご指摘のとおり、加入率が低いままだと安定的な経営につながらないので、今後また一層この点は努力していきたいと考えているところである。

本間 善和

ちょっと関連するのだけれども、合併浄化槽という格好で個人で持っている方が要ると思うのだ。地区地区によってそれぞれ違うと思うのだけれども、多分その人、1カ月に例えば一般家庭だと20立方メートル使うと。この料金上がったときに20立

方メートルだと、基本料金プラス従量料金で立方メートル167円を掛けると1カ月幾らぐらいという金額が出るよね、平均的な。それと合併浄化槽が持っている年間の経費というのか、12カ月で割ると見ることでできるのだけれども、そういう比較はやってみたか。

下水道課長 それぞれ各家庭使う水量がなかなか違うものだから、ちょっと簡単な比較ができないのだが、ただ私ら考えていたのは、浄化槽だと恐らく年間大体どの家庭でも4万円から5万円くらいは維持管理費がかかっているというふうに思うのだ。そうすると、30立方とか20立方を使えた場合でも、それを超えるような料金にはならないだろうというようなもくろみは一応させてもらった。

本間 善和 委員長、結構だ。そこまでで十分だ。

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第19号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

○以上で当委員会に付託された案件の審査を終了し、当委員会の報告を委員長に一任することを決め閉会する。

---

委員長（川村敏晴君）閉会を宣する。

（午前11時48分）